

10月は九都県市によるディーゼル車対策の強化月間です

～埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市～

自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、九都県市では、一都三県の条例により、平成15年10月から粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の運行を禁止しています。

しかし、九都県市を走行する車の中には、いまだに排出基準を満たさないものもあることから、違反車をゼロにするための取組が重要となっています。

そこで、九都県市では、10月を強化月間と位置付け、条例に基づく車両検査を実施するとともに、サービスエリア等においてポスター掲示等による周知活動を行います。

1 強化月間の取組

(1) 車両検査

一都三県の各条例に基づく車両検査を各地で集中的に実施します。

(2) 周知活動

強化月間の期間中に、下記の実施場所等でディーゼル車規制に係る啓発品の配布などの広報を行うとともに、一都三県内のサービスエリアやパーキングエリアにおいて、ポスター掲示やデジタルサイネージ掲出を実施します。

周知活動の実施場所	日程	連絡先	
中央自動車道 石川PA（上下線）	10月21日 （火）	東京都環境局環境改善部自動車環境課	電話 03-5388-3598
圏央道 菖蒲PA（内外回り）	10月7日 （火）	埼玉県環境部大気環境課	電話 048-830-3064
		さいたま市環境局環境共生部環境対策課	電話 048-829-1330
東名高速道路 海老名SA（上下線）	10月1日 （水）	神奈川県環境農政局環境部環境課	電話 045-210-4180
		横浜市みどり環境局環境保全部大気・音環境課	電話 045-671-3843
		川崎市環境局環境対策部環境対策推進課	電話 044-200-2517
		相模原市環境経済局環境部環境保全課	電話 042-769-8241
京葉道路 幕張PA（下り線）	10月22日 （水）	千葉県環境生活部大気保全課	電話 043-223-3810
		千葉市環境局環境保全部環境規制課	電話 043-245-5189

※雨天による変更後の日程や各都県市の取組などについては、各都県市にお問い合わせください。

お問合せ先

各都県市担当